

官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（競売等妨害） 第九十六条の三（略） 2 公の競売又は入札で契約を締結するためのものに関し、談合した者も、前項と同様とする。 3 公の競売又は入札で契約を締結するためのものの職務を行う公務員が、その職務上の地位を利用して、談合に關与したときは、三年以下の懲役に処する。	（競売等妨害） 第九十六条の三（略） 2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

。入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成十四年法律第百一号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条（略） 2 この法律において「特定法人」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人 二 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（前号に掲げるものを除く。） 3・4（略） 5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員若しくは特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であつて第一号から第三号までのいずれかに該当するもの又は契約の締結に関し権限若しくは職務上の地位に基づく影響力を有する職員の不作為であつて第四号に該当するものをいう。 一～三（略） 四 入札談合等が行われる明白なおそれがあることを知りな	（定義） 第二条（略） 2 この法律において「特定法人」とは、国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人をいう。 3・4（略） 5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一～三（略）

がら当該入札談合等を防止するための措置を講じないこと。	(職員に対する損害賠償の請求等)
第四条 (略)	第四条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 各省各庁の長等は、第二項の調査の結果、当該入札談合等 関与行為を行った職員が故意又は過失により国等に損害を与 えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を 求めなければならない。	4 各省各庁の長等は、第二項の調査の結果、当該入札談合等 関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により国等に損 害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその 賠償を求めなければならない。
5・6 (略)	5・6 (略)
(損害額についての公正取引委員会の意見)	
第五条 入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償に 関する訴えが提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、公正 取引委員会に対し、当該職員の入札談合等関与行為によつて 生じた損害の額について、意見を求めなければならない。	
(職員に係る懲戒事由の調査)	(職員に係る懲戒事由の調査)
第六条 (略)	第五条 (略)
(指定職員による調査)	(指定職員による調査)
第七条 (略)	第六条 (略)

(公正取引委員会による会計検査院への通知) 第八条 公正取引委員会は、入札談合等関与行為があり、又はあつたと認めるときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。ただし、当該入札談合等関与行為に係る契約に関する会計経理について会計検査院が検査をすることができない場合は、この限りでない。	(関係行政機関の連携協力) 第九条 (略) (運用上の配慮) 第十条 (略) (事務の委任) 第十一条 (略)
(関係行政機関の連携協力) 第七条 (略)	(運用上の配慮) 第八条 (略) (事務の委任) 第九条 (略)

。地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（職員の賠償責任） 第二百四十三条の二 出納長若しくは収入役若しくは出納長若しくは収入役の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次の各号に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。 一 三 （略） 二 〇 一四 （略）	（職員の賠償責任） 第二百四十三条の二 出納長若しくは収入役若しくは出納長若しくは収入役の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次の各号に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。 一 三 （略） 二 〇 一四 （略）

○ 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第三十一条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員が故意又は過失により著しく国に損害を与えたと認めるときは、本属長官その他監督の責任に当たる者に対し懲戒の処分を要求することができる。 （略） 第三十三条 （略） 会計検査院は、検査の結果国の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があると認めるときは、その事実を公正取引委員会に通知しなければならない。	第三十一条 会計検査院は、検査の結果国の会計事務を処理する職員が故意又は重大な過失により著しく国に損害を与えたと認めるときは、本属長官その他監督の責任に当る者に対し懲戒の処分を要求することができる。 （略） 第三十三条 （略）

○ 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）（第五条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（予算執行職員の義務及び責任） 第三条 （略） 2 予算執行職員は、故意又は過失により前項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。 3 （略） （弁償責任の検定、弁償命令及び通知義務） 第四条 会計検査院は、予算執行職員が故意又は過失により前条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、その事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定する。ただし、その事実の発生した日から三年を経過したときは、この限りでない。 2 （略） 3 各省各庁の長（財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、予算執行職員が故意又は過失により前条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、会計検査院の検定	（予算執行職員の義務及び責任） 第三条 （略） 2 予算執行職員は、故意又は重大な過失に因り前項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。 3 （略） （弁償責任の検定、弁償命令及び通知義務） 第四条 会計検査院は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、その事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定する。但し、その事実の発生した日から三年を経過したときは、この限りでない。 2 （略） 3 各省各庁の長（財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、会計検査院

前においても、その予算執行職員に対して弁償を命ずることができる。

4
～
6
(略)

の検定前においても、その予算執行職員に対して弁償を命ずることができる。

4
～
6
(略)